

払戻しを制限する方向への定款変更に取り進むことになった。

は、病院の税務会計顧問であった公認会計士に定款変更についての検討を依頼したが、はかどらなかつたので、その後、弁護士に定款変更の検討を依頼した。右弁護士は、監督官庁である東京都との事前調整を経て作成した定款変更案を被告に提示し、被告は、これを検討した上、平成八年五月二〇日の定時総会に付議することとした。

平成八年五月二〇日までの被告の社員は、のほか、被告の監事であった。及び、合名会社を含む三名であり、の出資額が一万円、

合名会社が五〇〇万円とされていたところ、右定時総会には、右三名のうち、が社員兼、合名会社代表者として出席し、定款変更に賛成した。からは、体調不良のため右総会には出席できないとの連絡があったため、事前に常務理事の、が定款変更案その他の議案に関する資料を、の自宅に持参して議案の説明をしたところ、は、

定款変更を含むすべての議案に賛成し、病院側に一任することを表明した。なお、右定時総会においては、を含む六名が新たに被告の社員となることが承認された。

(四) 右定時総会の結果を受け、被告において、東京都に対する認可申請手続を進めたところ、東京都から、定款変更について個人社員全員の同意を取り付けるよう指導されるとともに、合名会社の承諾書は必要ないとの見解を示された。

そこで、平成八年五月二〇日より前から社員であった個人社員二名に加え、右定時総会において新たに社員となった社員にも確認をとったところ、各社員とも定款変更に異議がないと述べたので、被告において、定款変更のみを内容とする総会議事録(乙四)を同年六月一二日付けで作成し、持ち回りの方法により、を除く個人社員全員の承認を得た。

については、同年五月二〇日の定時総会に欠席していたことも考慮して、

個別の同意書（乙五）による承認を得た。

被告は、右総会議事録（乙四）及び右同意書（乙五）を添付して平成八年六月一七日付けで東京都に対する定款変更の認可申請をし、同申請は同月二〇日付けで認可された。

（丙）原告は、相続税の申告において、から相続した被告に対する出資持分払戻請求権につき、出資額面で申告しており、その前提での相続税を納付した。

2

合名会社の地位について

医療法は、七条五項において、営利を目的として病院等を開設しようとする者に対しては開設の許可を与えないことができると規定するとともに、五
四条において、剰余金の配当を禁止している。また、同法五六条は、解散した医療法人の残余財産の帰属につき、定款又は寄附行為の定めるところによるものとし、当然に出資者に帰属するものとはしていない。

このように、医療法は、医療法人の営利性を否定しているのであるから、営利法人が医療法人の意思決定に関与することは、医療法人の非営利性と矛盾するものであって許されないと解すべきである。

そうすると、本件においては、合名会社が被告に出資したことが認められるものの、同社は被告の社員総会における議決権を有しないと解される。

3 旧定款においては、定款変更は総会の議決を経なければならぬとされ（旧定款三九条）、定款変更の議決は社員の三分の二以上が出席しその三分の二以上の同意がなければならぬとされている（同三〇条）こと、及び、やむを得ず会議に出席できない社員はあらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権を行使できるとされている（同三五条）ことにかんがみれば、旧定款は、定款変更が持ち回り決議によって行われることは予定しておらず、本件定款変更は、旧定款に規定された手続に違反し

たものといふべきである。

しかし、既に認定した事実及び弁論の全趣旨によれば、被告は、
心とする親族によって長年運営されてきた医療法人であると認められ、それ
に加えて、本件定款変更が初めて総会に付議された平成八年五月二〇日の定
時総会においては、
合名会社が出席し、形式的には社員の一
分の二以上が出席の上賛成し、
は事前に定款変更の議案に賛成の意思を
表示しており、同総会の時点で既に全社員が定款変更賛成していたこと、
東京都との折衝の過程で指導を受け、定時総会決議により社員が新たに加入
したため、定款変更の手續を再度実施することとし、
及び
は再度定
款変更に同意し、新たに加入した各社員も定款変更に同意したこと、本件定
款変更は、
病院の継続を願う
の意図を実現させる目的のもとに行われ
たこと等の事情にかんがみれば、本件定款変更は、総社員の意思に基づくも
のであるだけでなく、被告の中心的社員であった、
の発意によるものであ

り、その目的も病院の継続を図るといふ正当な目的であるから、手續違反の
一事をもつてこれを無効とすべきではなく、本件定款変更は有効であるとす
るのが相当である。

4. これに反し、原告は、東京都が認可した定款変更は、被告の虚偽の認可申
請に基づくものであるから本件定款変更の効力は生じないと主張する。

しかし、東京都が被告に対して定款変更について社員全員の同意を得るよ
う指導し、被告がこれに応じて社員全員の同意を得たことは前記認定のお
りであるから、東京都の認可の対象となった定款変更は存在しないとの原告
の主張は失当である。

5. なお、原告は、さらに、平成八年五月二〇日の定時総会の議事録及び同年
六月一二日付けの総会議事録における
及び
の署名は偽造であ
ると主張し、
の署名が偽造である根拠として、自己の名前を書き
間違えることは考えられないと主張する。

しかし、本件全証拠を見て、の署名が偽造であると疑わせる証拠はないし、の署名についても、平成八年六月一二日付けの総会議事

録における署名部分は、「冒頭に」という字が一度書かれて抹消されているものの、署名及び印影自体は同日付けの理事会議事録（乙六）や同年五月二〇日の定時総会議事録（乙七）と同一であると認められるから、及び

の署名が偽造であるとの主張は採用できない。

二 したがって、本件定款変更は有効であるから、旧定款九条につき論ずるまでもなく、原告が払戻請求できる額は、新定款九条により出資額の限度である一〇八七万一四六九円にとどまるというべきである。

第四 結論

以上によれば、原告の請求は、出資額に相当する一〇八七万一四六九円の支払を求める限度で理由があるからその限度でこれを認容し、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所

裁判長裁判官

裁判官

裁判官

右は正本である。

平成二年一月五日

東京地方裁判所

裁判所書記官

